令和6年度 特別支援教育にかかる教員長期研修派遣事業 実施要項 (案)

1 趣旨

特別支援教育に携わる公立学校教員を国立大学法人等に派遣し、特別支援教育に関する 専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図り、もって県下の特別支援教育の充実に資する。

2 派遣内容

- (1) 大学専攻科等専門研究(1年)
- (2) 特総研における特別支援教育専門研修(2ヵ月)

3 大学専攻科等専門研究

(1) 派遣先と派遣人数

派遣先	区 分	派遣予定人数
大阪教育大学	特別支援教育	若干名
京都教育大学	特別支援教育	若干名
岡山大学教育学部	特別支援教育	若干名
神戸大学大学院	特別支援関連領域	若干名

(2) 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間とする。

(3) 派遣資格

派遣を希望する教員は、次に掲げる要件をすべて満たし、各市町組合教育長(県立学校は校長)から推薦された者とする。

- ア 県内の特別支援学校及び小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高等学校 において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教員で、当該障害のある幼児児童 生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される 者
- イ 教育職員免許法第4条に規定する普通免許状を有する者。ただし、大阪教育大学、京都教育大学、岡山大学教育学部については、4年制大学を卒業、または、一種免許状を有する者(小学校1級・中学校1級・高等学校2級免許状を授与されている者は、一種免許状の授与を受けているものとみなす)。神戸大学大学院については、別添による知識・技能を有している者
- ウ 原則として教職経験年数3年以上で、概ね50歳未満の者(50歳以上の者は特別支援教育課と協議のこと)
- エ これまでに1年以上の長期研修を受けていない者
- オ 心身ともに長期の研修に耐えられる者
- (4) 応募書類
 - ア 派遣希望調書及び派遣教員推薦書(別紙様式による)
 - イ 人事記録(所属長は記載内容について証明のこと)
 - ウ 職員健康診断票の写し (所属長は原本証明のこと)
 - エ 小論文(研究テーマとその趣旨: A 4 原稿用紙縦長横書き 1,200 字)
- (5) 派遣の決定

派遣資格を満たした者について、県教育委員会は派遣者(以下「派遣教員」という。) の選考(面接等)を行い、派遣先の長の受入れ承諾を得て、派遣教員を決定する。

(6) その他

大学等の検定料、受験料等は、派遣教員の負担とする。

- 4 特総研における特別支援教育専門研修
 - (1) 派遣先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(2) 派遣コースと派遣期間等

(参考:令和5年度)

※詳細は、国立特別支援教育総合研究所が公表する令和6年度特別支援教育専門研修募集要項

期	コース名	名称		派遣期間
第一期・肢体不	視覚障害・聴覚障害 ・肢体不自由・病弱教育コース (当該コースの障害種の教育)	視覚障害教育専修プログラム		令和5年5月8日(月)
		聴覚障害教育専修プログラム		〜 令和5年7月7日(金) 内、集合・宿泊型研修を 5月29日(月)〜6月16日(金)
		肢体不自由教育専修プログラム		
		病弱教育専修プログラム		
第二期	発達障害・情緒障害 ・言語障害教育コース (小中学校等の当該コースの 障害種の教育)	発達障害・情緒障害教育 専修プログラム 言語障害教育 専修プログラム	選択プログラム ①通常の学級に おける指導 ②通級による指導 ③特別支援学級に おける指導	令和5年9月6日(水) ~ 令和5年11月10日(金) 内、集合・宿泊型研修を 10月2日(月)~10月20日(金)
第三期	知的障害教育コース (当該コースの障害種の教育)	知的障害教育専修プログラム		令和6年1月10日(水) ~ 令和6年3月14日(木) 内、集合・宿泊型研修を 1月29日(月)~2月16日(金)

により後日連絡する。

(3) 派遣資格

派遣を希望する教員は、次に掲げる要件をすべて満たし、各市町組合教育長(県立学校は校長)から推薦された者とする。

- ア 県内の特別支援学校及び小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高等学校 において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教員で、当該障害のある幼児児童 生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される 者
- イ 障害のある幼児児童生徒の教育に関する基本的知識を有する者
- ウ 教職経験年数3年以上で、概ね50歳未満の者(50歳以上の者は特別支援教育課と協議のこと)
- エ これまでに1年以上の長期研修を受けていない者
- (4) 応募書類
 - ア 派遣希望調書及び派遣教員推薦書(別紙様式による)
 - イ 人事記録(所属長は記載内容について証明のこと)
 - ウ 小論文(学校や地域における課題と研修目的: A 4 原稿用紙縦長横書き 1,200 字程 度)

(5) 派遣の決定

派遣資格を満たした者について、県教育委員会は派遣教員の選考(面接等)を行い、派遣先の長の受入れ承諾を得て、派遣教員を決定する。

(6) その他

ア 受講料の徴収はない。宿泊料その他所要経費は別紙参照のこと。

イ 免許法認定講習及び免許状更新講習

研修においては、専修プログラム内容を中心に、教育職員免許法施行規則に基づく 免許法認定講習を合わせて開設する予定である。習得できる単位は、特別支援学校教 諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位で次表のとおりである。ただし、発達障 害・情緒障害教育専修プログラム及び言語障害教育専修プログラムについては、一部 単位についての取得となる。

また、上記の免許法認定講習同様、各コースにおいて免許状更新講習を開設される予定である。

ウ 推薦にかかる留意事項

- ・各コース又は専修プログラムにおいて対象となる校種又は障害種別の教員であること。
- ・障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に 立つことが期待される者であること。

(参考:令和5年度)

(多句:17110千度)			
専修プログラム名 (コース名)	修得可能な単位 (予定)		
視覚障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭(視覚障害者に関する教育の領域)		
(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース)	一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計7単位		
聴覚障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭(聴覚障害者に関する教育の領域)		
(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース)	一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計7単位		
肢体不自由教育専修プログラム	特別支援学校教諭(肢体不自由者に関する教育の領域)		
(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース)	一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計6単位		
病弱教育専修プログラム	特別支援学校教諭(病弱者に関する教育の領域)		
(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース)	一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計6単位		
発達障害・情緒障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭(知的障害者に関する教育の領域)		
言語障害教育専修プログラム	一種又は二種免許状の取得に必要な単位のうち、		
(発達障害・情緒障害・言語障害教育コース)	教育職員免許法施行規則第7条の表第1欄及び第3欄		
	に属する科目の単位 計3単位		
知的障害教育専修プログラム	特別支援学校教諭(知的障害者に関する教育の領域)		
(知的障害教育コース)	一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計6単位		

5 留意事項

- ・「3 大学専攻科等専門研究」及び「4 特総研における特別支援教育専門研修」のいずれも派遣期間中は、代替教員を配置する。
- ・派遣期間中の服務等の取扱いについては、別添「令和6年度特別支援教育にかかる教 員長期研修派遣事業に伴う事務取扱要領」による。これは、「兵庫教育大学大学院派遣 に伴う事務取扱要領」に準じたものである。
- ・ この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。